

議事録

- 1 開催した会議の名称 第86回 佐賀県森林審議会
- 2 開催日時 令和7年12月17日（水）午後13：30～15：00
- 3 開催場所 佐賀県市町会館3階大会議室A
- 4 出席者 委員10名
(吉田会長、大串委員、黒岩委員、佐藤委員、福本委員、藤田委員、藤村委員、松尾委員、満原委員、吉岡委員)
- 5 議題 佐賀東部地域森林計画（案）及び佐賀西部地域森林計画変更計画（案）について
- 6 第86回 佐賀県森林審議会 議事録
 - (1) 開会（13：30）
 - (2) 農林水産部長あいさつ（13：30～13：35）
 - (3) 森林審議会の概要及び委員紹介（13：35～13：45）
 - (4) 議事

○近藤副課長

本日所用のため欠席された溝上委員ですが、長らく会長を引き受けていただいた吉田会長が、現任期を持ちまして辞任の御意向を示されていますので、新しい学識経験者として委員を引き受けていただいている。

○吉田会長

規定により、議事録の署名委員を2人、選出するということになっております。今回は福本人さん、それから満原さんの2人にお願いをしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○福本委員・満原委員

はい。

○吉田会長

よろしくお願ひいたします。それでは、議題に入っていきたいと思います。最初は、審議事項の、佐賀東部地域森林計画（案）及び、佐賀西部地域森林計画変更計画（案）についてであります。本計画案については、令和7年12月15日付けで知事より諮問を受けているものであります。まずは、事務局より、説明をお願いいたします。

（事務局：森林整備課 武田課長）資料2-1～3-2を説明

○吉田会長

御説明ありがとうございました。

それでは、今から、説明がありました佐賀東部地域森林計画（案）及び佐賀西部地域森林計画変更計画（案）について皆さまから御意見をいただいて審議をしていきたいと思います。意見を述べられる場合は、所属、お名前とパワーポイントのページ番号を示していただいて、それぞれのお立場から御意見をいただけたらと思います。

○大串委員

資料2-1の東部地域森林計画（案）の概要について、森林の計画は長期にわたって計画しないといけないところですが、スライドの19ページの森林資源の構成というのを見ると2000年と2025年と2050年の予測がありますが、25年ずつずらしていますよね。

○武田課長

はい、横軸は齢級となっており、1齢級は5年間隔です。

○大串委員

そうであればこのグラフは、ピークが5齢級分移動するはずではないでしょうか。

○武田課長

こちらのグラフについては、これまでの伐採の実績や減反率を使用して予測を立てており、伐採がされていないため、計画と現状に差が生じています。伐って植えるが十分にできていない、25年前と差がない状況になっております。

○吉田会長

2000年と2025年のピークが5齢級分の間隔があると思いますが、このグラフでは3齢級分しか間隔がないため、おそらく間違えているのではないかと思います。

○武田課長

確認し、後日回答します。

○佐藤委員

資料2-1の13ページの林道の開設についてですが、開設延長が34路線となっておりますが、現在ある林道についても、林業施業のために作られた林道であるにも関わらず、災害や、法長が長いことにより山林に入れない林道が多々見受けられ、作業をしようにも作業が出来ない林道が多いです。計画の時点で延長が決まっているということは、既に決定しているということなのでしょうか。

○武田課長

まず、基点、終点とどの辺りを通るかを、大まかに5000分の1位の図面で作成しており、どこを通るか等の詳細な点については今後決めていきます。

○佐藤委員

現地を見て決めているのでしょうか。

○武田課長

そうです。

○佐藤委員

既存の林道も現地を見て決められたものなのでしょうか。

○武田課長

林道というのは、木材生産のための林道というのが目的ではありますが、以前は、集落と集落を結ぶ林道であったりと、これまで県が作ってきた林道は基幹的な林道であり、どちらかというと通行性を加味した開設としているため、現場へ直接入れない林道があることも認識しています。基幹となるような林道については、概ね開設を完了していますので、今後はこれまでの林道と異なり、現場へ入るために細かい林道を地形に沿って作っていきたいと考えています。

○佐藤委員

ありがとうございます。もう一点お聞きしたいのですが、民有林の整備事業について、齢級が増えているにも関わらず作業が伴っていないと言われていましたが、現状、民有林で、所有者が分からぬ山林が多く見受けられ、実際作業をしたくても出来ない山林が隣り合わせにあるのが現状で、民間の事業体では立ち入ることが出来ないところになってきており、森林整備をしたくても出来ないのですが、県としてはこの問題についてどう考えられていますか。

○武田課長

佐賀県では国土調査はほとんど終わっていて、境界もはっきりしていて、所有者も基本的には分かっているという状況だと思いますが、その所有者が自分の山はどこにあるのか、境界がどうなっているのかが分かっていない状況だと思います。森林施業を集約化するために会合や説明会等のようなものをされると思いますが、県では、その支援について、令和3年から補助事業を作らせていただいていて、集約化にかかる経費の助成や支援を行っているところで、まずはそういった事業を御活用いただければと思います。それと森林経営計画を作成するためのシステムもありますので、それを御活用いただいて所有者を見ていたいたり、市町には林地台帳もございますので、そういうものも併せて、所有者を特定しながら、集約化を行っていただければと考え

ています。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○吉田会長

佐賀県は国土調査が終わっているのでしょうか。

○武田課長

基山町の一部が終わっておりませんが、それ以外はほぼ終わっています。

○吉田会長

佐藤委員の意見の中で、林道の開設に関する意見がありましたが、壊れた林道の補修というの
は、計画の中にはどういう風に記載されていますか。

○武田課長

計画の中に開設の他に改良、舗装も含まれており、災害復旧については、計画外です。

○吉田会長

ありがとうございます。他に御質問はないでしょうか。

○松尾委員

行政の立場から申しますと、森林整備の担い手である若い人たちが中々増えてこないという問題
があり、資料2-1の6ページに「森林整備の担い手の育成」、14ページには「林業に従事する
者の養成」と記載されていますが、鹿島嬉野森林組合から、高齢化が進み、若い人が育っていない
ことが今後問題になるということを度々言われています。この問題に対する県の考え方をお聞
かせ願えればと思います。

○吉良副部長

森林整備を進めるには、林業の担い手の確保というのは一番のボトルネックになっていると思
います。そのためには、どういう施策を展開していくことかということですが、「さがの林業再生
プロジェクト」を令和3年から始めた中で、令和4年度から「佐賀林業アカデミー」という新
規で林業へ就業を希望する方々へ、研修するという制度を行っております。現状については、林
業の就業者が平成26年度は県内全体で310人であったものが、直近の令和6年度では、236人と
なっており、10年間で約24%の減となっています。ただ、令和4年度から林業アカデミーを始め
て、240人前後と横ばいで推移しています。しかし、240人ではまだまだ不足しているため、引き
続き就業者を確保する必要があります。また、担い手の方々が安全に作業をしていただくため
に、林業の機械化が必要だと思いますので、林業機械の導入支援についても取り組む必要がある
と考えています。以上でございます。

○松尾委員

よろしくお願ひしたいと思います。

○吉田会長

その他に何かございますか。

○藤村委員

資料2-1の13ページの林道の内容についてですが、主伐を進めていくうえで、林道の問題は
大きなことであると考えますが、林道の計画を作る際は、森林施業を行う方の希望や、地元から
のニーズについては調査をした上で、作成されているのでしょうか。

○武田課長

林道の計画をする際には、まず、地元の意向を聞き、市町の方から要望をだしていただき、次
に、国に計画を認めていただくため、机上で図面等を作成します。計画が認められた後は、再
度、地元説明会で、林道をどう通すか等の詳細を地元説明会で伝えた上で林道を作っています。

○藤村委員

分かりました。

○吉田会長

その他に意見はございますか。

佐賀東部地域森林計画（案）と佐賀西部地域森林計画変更計画（案）について色々と御意見が

出て、資料について、修正すべきところは1点ございましたが、そちらについては、県の方へ修正を任せさせていただいて、そのほかについては御意見がないということで理解していますがよろしかったでしょうか。それでは、佐賀東部地域森林計画（案）及び佐賀西部地域森林計画変更計画（案）について、ここで承認していただいたということにしたいと思います。

続きまして報告事項ですが、森林保全部会の審議結果を報告していただきたいと思います。本審議会では、林地開発行為の許可、保安林の解除及び森林病害虫防除等につきまして審議していただく「森林保全部会」を設けております。そこで、「許可申請のあった林地開発行為」に係る森林保全部会の審議結果つきまして、大串部会長から報告していただきます。

保全部会：大串部会長 資料4を説明

○吉田会長

報告ありがとうございました。保全部会による審議の結果、適当であるという報告を受けて、答申を行ったところであります。答申を行いました林地開発行為への県の対応について、事務局より説明をお願いします。

○武田課長

答申をいただきました先ほどの林地開発行為につきましては、令和7年5月19日付けで、許可を行いましたことを御報告申し上げます。

○吉田会長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何か質問ございませんか。

それでは、審議事項は終わりまして、次第に従って、その他に入りたいと思います。それでは、「佐賀県森林環境税の取組状況について」及び「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例（仮称）（案）」について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局：森林整備課 武田課長) 資料5～6を説明

○吉田会長

ありがとうございました。この2つの資料について委員の皆様から何か質問や意見はございますか。

○大串委員

森林環境税の件についてですが、第5期の検討がもうすぐ始まるということでしたが、これまでの第1期から第4期の中で、森林環境税の成果についてレビューをして、次に繋げた方がいいかなという気がしました。また、佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例と関係ないかも知れませんが、保全部会の方で、林地開発許可について、色々現地を見ていますが、要件を満たすと、同意せざるを得ない状況です。その後、それがどうなっているのかというのを、森林整備課の方でデータを作成してあると思いますが、以前、ソーラーパネルを目的とした開発が多くあり、将来的に、どういう使われ方をしているかの管理をして、ある程度の指導を行うような仕組みが必要ではないかと思い、その辺りについても検討していただければと思います。

○武田課長

森林環境税の検討につきましては、今後の方針を説明する時には、御指摘いただいた点も踏まえた上で、意見をいただきたいと考えています。林地開発許可については、許可後から完了までについては、経過について御報告させていただいたことがあります、完了後については、森林法の手から離れてしまうことになり、基本的には森林法に基づく指導ができないため、林地開発許可申請時に、完了後の管理についても記載してもらい、それに関しては事業者に守ってもらうことと、地元が密接に関係することであり、ある所では、地元と協定を結んで監視している所もあります。県の方で、今すぐ何か出来るかについては、申し上げにくいですが、地元にもしっかりと話をいただきながら、開発完了後に災害が起きないように、完了までの期間に業者に話ををしていきたいと思います。

○大串委員

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例と言われていたので、まさに、このことが該当し、検討の余地があるのではないかと思い意見しました。

○武田課長

今回のこの条例の中では、そこまでは出来ないと思いますが、御意見いただきましたことについては、林地開発許可の中で指導していきたいと思います。

○吉田会長

よろしいでしょうか。実は、福岡県でも、太陽光パネルが多かった時期があり、その時も森林法に反してはいないが、その後どうなっているのかを、地元との協定以外にも、県の方で幅広くモニタリングしていれば、何か起きたときに対応できるのではないかという意見を書いたことがあります。もう一つ、同じ福岡県での話になりますが、通常、太陽光発電に利用される土地は、業者が土地を買いますが、福岡県では地利がいい場所にあるボタ山を売らないで、貸して、20年後に回収するというスキームがありました。回収した土地が今後、どういう風に利用されていくか興味があるところであり、皆様もぜひ注視していただければと思います。

森林環境税のパンフレットについてですが、①から⑨までしかなく、資料5では、①から⑩まで記載があるのと、順番に統一性がないのが気になりますが、パンフレットが古いということでしょうか。

○武田課長

資料5の②「森林資源解析業務」については、パンフレットに載っておりません。また、各事業の順番についてはパンフレットと資料で統一できておらず申し訳ございません。「森林資源解析業務」につきましては、昨年度の工程の残りになります。この業務では、飛行機からレーザを照射して、資源解析を行い、佐賀県では全国に先駆けて県全域で2回目の解析行っています。前回と今回の資源解析の結果の差分を比較することで、林業適地やどういった樹種がよく育っているか、県で推進しているサガンスギの適地の検討等に利用したいと考えています。また、森林環境税で間伐を実施していますが、事業を実施した箇所がどういった状況になっているか確認するなど、現場に行かずに、データで確認できるようになります。森林資源解析で得られたデータを活用して今後の森林整備に繋げていきたいと考えています。

○吉田会長

それでは、森林環境税とそれに関連することにつきまして追加の御質問はございますか。

○満原委員

条例の件についてですが、事前届出の内容に関して、面積に関わらずの届出の義務化なのかということと、売買後の利用目的とありますが、売買ではない、例えば譲渡等に関しても、届出が必要になるのでしょうか。また、利用目的に対して、適切な土地利用が図られるよう助言と書かれてありますが、助言というものにどれだけの効力があるのか、助言を無視した場合は、届出なので受け入れられてしまうのかお聞きしたいです。

○武田課長

まず、面積については下限も上限を設ける予定はなく、取引については全て対象にしたいと思っております。譲渡等についてですが、基本的には相続以外を対象にしたいと考えております。所有権の移転だけではなく、地上権の設定である場合も対象にしたいと考えており、パブリックコメントにも、対象とする権利について公表しております。また、買主が地方公共団体や独立行政法人等の場合は、対象外とするよう考えております。助言の効力については、例えば、産業廃棄物処理施設を作りたいと思って土地を買う場合、届出が県に出てきて、県が助言を行うことになりますが、その助言の内容については、産業廃棄物処理施設を作るにあたって、廃掃法による規制が掛かること、地元からの同意を取ることや、手続き等について助言するものです。従わない場合は廃掃法等に従わないということになるので、そちらの法律で罰せられることになります。あくまでも、この条例における罰則は、事前届け出を出さなかったこと、虚偽の届出をしたことについてが罰則対象となります。

○吉田会長

よろしいでしょうか。北海道で、海外の方が水源地等の土地を買うといったことがございます

けれど、そのようなことも想定されているのでしょうか。

○武田課長

全国的に外国資本が土地を買収している状況で、これまで 21 道府県が条例を制定されており、きっかけとしては、外国資本から利用目的が分からぬ状況で大量に土地が購入され、社会問題となつたことが挙げられます。佐賀県としては、外国資本による利用目的が不明確な土地の買収事例はございませんが、山を大切にしたい、全ての恩恵を与えていたる源流は山ということであり、知事も山を大切にしたいという思いがあり、条例を制定することとなりました。

○吉田会長

分かりました。時間がもう少しありますので、他に皆さまの方から何かございますか。

○吉良副部長

「サガンスギを植えよう」というチラシをお配りさせていただいております。ご覧のとおり、サガンスギは、林業試験場が 50 年かけて開発したスギの新品種でございまして、特徴として、成長スピード早く、従来スギの 1.5 倍であること、木材の強度も高く、従来スギの 1.5 倍であること、花粉については、従来スギの半分以下ということで、3 拍子揃った品種ということで現在推進をさせていただいています。写真がございますけれども、従来スギは 4 年経過した時に 3.7m であるのに対し、サガンスギは 5.7m ということで、非常に伸びがよく、幹の太さもあります。そうなると、収益性が高くなるということで、下刈りの回数が、従来スギは 5 回程度あるのに対し、3 回位で終わるということ、それから、収穫までの期間が 60 年だったものが、30 年になります。収益計算をしてみると、サガンスギであれば補助金込みではあります、30 年で収益が 115 万 1,000 円ほど、従来スギは、60 年かけて 111 万 4,000 円であるため、サガンスギであれば、2 回ほど更新ができるため、230 万ほど収益が上がるのではないかと考えています。また、先ほど森林計画の中で、森林資源の循環利用を推進していくという風に申しておりましたので、サガンスギの植え替えについても推進していきたいと思っております。ちなみに、現時点で、植栽する時には、植栽経費について 90% の補助が出て、下刈りについては、実態によって変わることはありますが、約 100% の補助が出ます。チラシの裏の方には、森林の収支が分かるシステムを、パソコンや、スマートフォンにダウンロード出来るように掲載しています。これは、基本的には山をお持ちの方に、システムを交付することにしていますが、QR コードを読み取っていただくと、利用申請出来るようになっております。是非、御活用いただきたいと思っております。以上でございます。

○吉田会長

ありがとうございました。他に意見や質問、あるいは県の方から追加の報告等ございますか。

○武田課長

「森川海人っサミット」のチラシについてですが、森川海人っプロジェクトのイベントで、1 月 25 日 13 時に、グランデはがくれのハーモニーホールにて行いますが、大きく 2 つの構成となっております。第 1 部が、森川海の環境保全に関する調査研究活動の発表で、県内の高校生や大学生が部活動やサークル活動で調査研究した結果を発表してもらいます。今年は、「森の部」を伊万里実業高校、「川の部」を高志館高等学校、「海の部」を鹿島高等学校、早稲田佐賀高等学校、佐賀大学農学部システム生態学分野の方々に発表していただきます。是非、若い方々の環境保全への取り組んでいる姿をご覧いただければと思います。第 1 部の終わりには、森川海人っ感謝状の贈呈式を行いたいと思っております。第 2 部では、「若者と森川海をゆる~くつなぐには」というテーマで、トークセッションを行います。モデレーターに佐賀大学農学部教授の徳田さん、ゲストとして、「森の部」では、レイクサイド北山フォレストラボ館長の渕上さん、「川の部」では、佐賀大学農学部学生の亀井さん、「海の部」では、Youtube 「釣りいろいろ」チャンネル運営のとくさん来ていただいて行いますので、是非お越しいただければと思います。

○吉田会長

他にお聞きしたいことはございますか。

○満原委員

サガンスギの苗を庭に植えるために購入できますか。

○吉良副部長

サガシスギを庭に植えることは想定しておらず、サガシスギは知的財産にあたり、県外への輸出しないように徹底管理しております。そういう意味では、庭に植えるのは難しいと考え、是非山へ植えていただければと思います。購入は森林組合等を通じて苗木を買うことができるのと、持山へ植える場合は御相談いたければと思います。

○満原委員

普及させるために、クリスマスツリーとして鉢植えする等も面白いと考えましたので。

○吉良副部長

防犯カメラも設置して管理しているところもあるため、難しいのではと考えます。

○吉田会長

他に何かございますか。それでは質問や意見は出尽くしたということで終わりたいと思います。それでは、事務局の方にお返します。

○近藤副課長

吉田会長におかれましては、スムーズな議事進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり慎重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。本日の答申や御意見を踏まえまして、長期的、総合的な森林・林業施策の推進に努めてまいりたいと思います。今後とも御指導よろしくお願ひいたします。それでは、これをもちまして、佐賀県森林審議会を終了させていただきたいと思います。